藤原道長の権力継承構想とその展開

樋口健太郎

はじめに

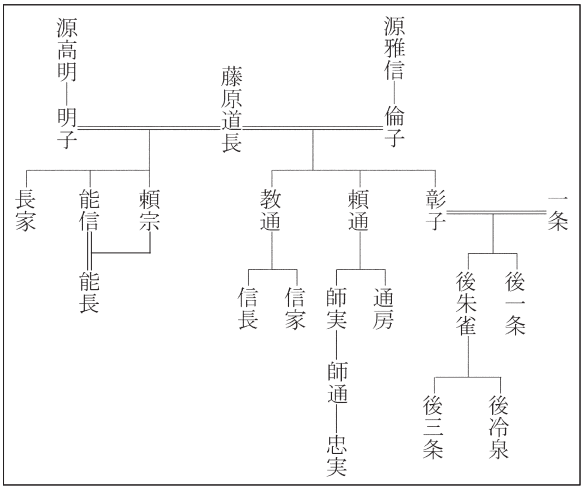
日本古代の貴族政権において、藤原道長の政権掌握がエポックの一つであることは間違いないだろう。それ以前は、藤原氏北家の複数の一族が娘を天皇の后妃として入内させ、天皇外戚や摂関の地位をめぐってしのぎを削ったが、道長が政権を掌握すると、道長の子孫のみが后妃を独占するようになり、貴族社会は以後、道長一族(御堂流)を中心に編成されていくのである。権力継承の面でも、道長は長和五年(一〇一六)、摂政に任じられるが、翌年にはこれを長男頼通に譲っている。以後、摂関職は道長の直系に世襲されていくことになるので、平山朝治氏・坂本賞三氏をはじめとして、中世につながる摂関家の成立時期を、道長の時期に求める研究も少なくない(1)。

しかし、一方で気になるのは、道長の後継者となる子息は頼通だけではなかった点である。頼通の同母弟である教通は康平七年(一〇六四)、頼通から藤氏長者を譲られ、治暦三年(一〇六七)、頼通が関白を辞任すると、翌年、後任の関白に任じられている。また、『古事談』(巻第二―六一)には、頼通が実子である師実に関白を譲ろうとしたところ、同母姉で後一条・後朱雀天皇の生母である上東門院彰子が、「故禅門慥被二申置一之旨候」と主張してこれを承引せず、教通に関白を譲らせた、との話がある。すなわち、道長は頼通の後、関白を教通に継承させるよう申し置いて

いたというのである。『古事談』は、鎌倉時代前期成立の説話集であるので、これをそのまま事実と見るのは慎重であらねばならないが、教通は関白就任以前から、頼通同様のスピード昇進を遂げており、父である道長にとって教通が頼通と並ぶ特別な存在として認識されていたことは間違いない。

先行研究でも、右の『古事談』などを用いて、頼通・教通兄弟が摂関職をめぐって対立したこと、そしてその対立は次の世代まで及び、その後の御堂流や政治史の展開にも大きな影響を与えたことなどが指摘されてきた。たとえば、前述の坂本氏は、後三条天皇が御堂流（摂関家）を抑圧したという通説を否定した上で、頼通流・教通流の対立こそが摂関政治の衰退のきっかけとなったとしているし、保立道久氏は、教通が三条皇統に関係が深かったことを指摘して、後三条・白河朝の政治史を〈後三条―教通・信長〉対〈白河―頼通・師実〉という構図で読み取っている(2)。

だが、そうすると、なぜ道長は後継者を頼通一人に絞らず、教通への兄弟継承を図ったのだろう。これについて、坂本氏は「父子相承が確立しているわけではなく、兄弟への相承が根強く残っている」ことが背景にあったことを指摘した上で、これだと摂関をめぐる争いが生じるので、道長は前もって教通のあとは再び頼通の子孫に継承されるように決めていたとし、争いの禍根を断つための方策として、教通の長男信家を頼通に養子縁組みさせたと主張している。また、この信家の養子縁組については、その後、高橋秀樹氏・岡野友彦氏も同様の評価を示しており(3)、とくに高



御堂流略系図

橋氏は「藤原兼通・兼家兄弟の争い、自身の伊周との争いなど親族間の争いを体験してきた「一家の長」道長のそれを回避しようとする意図が感じられるのである」と指摘している。

しかし、だとすれば、頼通の養子となった信家と、頼通の実子との関係はどうなるのだろう。信家が養子に迎えられたのは、頼通に実子である通房が生まれる前であったと考えられるが、通房が生まれると、後継者をめぐり、両者が揉めることも十分予想される。信家を紐帯として頼通・教通兄弟を結びつけようとする構想であったというのは、信家と通房の関係が考慮されていない点で十分とはいえないのである。

一方、ここで注目したいのは、そもそも摂関とは天皇の外戚と密接な関係があったという事実である(4)。道長の権力自体、後一条天皇の外祖父であるということを背景としているのであり、その権力継承についても天皇との関係に規定されたはずである。また、近年では、摂関は母后とともに天皇と内裏に同居しており、天皇を核とする一つの権力集団を構成する存在だったという議論もある(5)。つまり、道長の権力継承構想とは、単に兄弟継承とか父子継承という問題ではなく、かかる権力集団の再生産の問題でもあるのである。そこで、本稿では、天皇との外戚関係の構築や皇位継承との関係という視点から、道長の権力継承構想について検討し、それを軸として、頼通・教通の対立の実態や、摂関家の成立の問題についても探ってみたい。

第一章　道長の権力継承構想

1　頼通以前の摂関継承

ここではまず、頼通以前の摂関継承について見ておこう。摂関の地位は、九世紀後半、臣下として最初に摂政に任じられた藤原良房と、その養子で最初の関白となった基経以降、かれらの子孫のみに独占的に継承された。だが、実は摂関職が父から子に直接継承される事例はわずかで、兼家から長男道隆に継承された事例と、道長から頼通に継承

【表１】　摂関政治期の摂関

No.	氏名	補任年月日	解任年月日	父	天皇	天皇との続柄
1	藤原良房	貞観8(866)8・19(摂政)	貞観14(872)9・2(摂政)	冬嗣	清和	外祖父
2	藤原基経	貞観18(876)・11・29(摂政)	寛平2(884)12・14(関白)	良房	清和・陽成・宇多	外舅(清和・陽成)・非外戚(宇多)
3	藤原忠平	延長8(930)9・22(摂政)	天暦3(949)8・14(関白)	基経	朱雀・村上	外舅
4	藤原実頼	康保4(967)6・22(関白)	天禄1(970)5・18(摂政)	忠平	冷泉・円融	ヨソ人(母の伯父)
5	藤原伊尹	天禄1(970)5・20(摂政)	天禄3(972)10・23(摂政)	師輔	円融	外舅
6	藤原兼通	天延2(974)3・26(関白)	貞元2(977)10・11(関白)	師輔	円融	外舅
7	藤原頼忠	貞元2(977)10・11(関白)	寛和2(986)6・23(関白)	実頼	円融・花山	ヨソ人(母の従兄)
8	藤原兼家	寛和2(986)6・23(摂政)	永祚2(990)5・8(関白)	師輔	一条	外祖父
9	藤原道隆	永祚2(990)5・8(関白)	長徳1(995)4・3(関白)	兼家	一条	外舅
10	藤原道兼	長徳1(995)4・27(関白)	長徳1(995)5・8(関白)	兼家	一条	外舅
11	藤原道長	長和5(1016)1・29(摂政)	長和6(1017)3・16(摂政)	兼家	後一条	外祖父
12	藤原頼通	長和6(1017)3・16(摂政)	治暦3(1067)12・5(関白)	道長	後一条・後朱雀・後冷泉	外舅
13	藤原教通	治暦4(1067)4・17(関白)	承保2(1075)9・25(関白)	道長	後冷泉・後三条・白河	外舅(後冷泉)・ヨソ人(後三条・白河)

された事例の二例のみしかない。平山朝治氏や坂本賞三氏なども指摘するように、この時期の摂関継承は兄から弟へという兄弟継承が多かったのである。

それでは、なぜ頼通以前は兄弟継承が多かったのか。そこで見ておきたいのが【表１】である。ここに記載した摂関と天皇との続柄を見ると、実は多くの摂関が天皇の外舅(外伯叔父)であった。そして、最初の人臣摂政である良房と、摂関を父子継承した兼家・道長のみが、天皇外祖父であったのである。

摂政・関白の制度が未確立な段階の良房はさておき、兼家と道長のみが天皇外祖父であり、かれらのみが摂関を子に継承できたのは、偶然ではあるまい。すでに倉本一宏氏が分析しているように(6)、天皇外戚のなかで、血縁関係が濃いと認識され、当該期の政務運営に影響を及ぼし

得るような存在であったといえるのは、外祖父と外舅だけであった。また、いうまでもなく、外祖父の子が外舅である。外祖父の場合、子も外舅として、天皇と血縁が濃く、摂関になる資格をもった存在故に、摂関職を譲ることができた。ところが、これに対して、外舅の子は、天皇との血縁関係が薄く、そのままでは摂関になれない。だからこそ、頼通以前の摂関の多くは、外舅であるために、自分の子に摂関職を譲り得ず、没後は同じ外舅である兄弟がその地位を継ぐことになった、と理解されるのである。(7)

長徳元年(九九五)、病に倒れた関白藤原道隆は、子息伊周への政権継承を図り、三月九日、一条天皇に奏上して伊周への内覧宣下を下させた。(8)道隆は一条の外舅であったから、この事例など、外舅でも子への地位継承が可能であったことを示すものと思われるかもしれないが、注目したいのは、伊周の内覧宣下が、道隆の病の間のみに限定されており、四月十日、道隆が死去すると、弟の道兼が関白になったことである。伊周の内覧宣下は、あくまでも外舅たる道隆の存在を前提とするものだったのであり、道隆が没すると、結局同じ外舅である道兼が関白になったということは、やはり外舅の子では摂関が務まらないという認識があったことを示すものだろう。

なお、外舅が子に摂関の地位を継承させようとすれば、自身が娘を天皇の后妃にした上で、その娘が生んだ皇子が天皇に即位して、天皇外祖父にならねばならなかった。しかし、複数の外舅がいる場合、それぞれが自分の娘を天皇の后妃にしようとするから、外舅どうしの抗争が多発した。また、誰が外祖父になるかは偶然に左右されるから、子息のなかで明確な後継者は存在しなかったのである。

2　ポスト頼通の摂関継承

以上を踏まえ、頼通のあとの摂関継承について考えてみると、まず気づかれるのは、頼通が天皇外祖父になれなかったという事実であろう。頼通はなかなか実子に恵まれず、正妻である源隆姫(具平親王女)の姉妹が敦康親王(一条

天皇皇子)との間にもうけた嫄子女王を養女としてもらい受け、後朱雀天皇に入内させたが、生まれたのは皇女だけであった。その後、藤原祇子(藤原頼成女)との間に待望の愛娘である寛子が誕生し、後冷泉天皇に入内させたが、彼女にも子が生まれることはなかった。『古事談』は、頼通が師実に関白を譲ろうとしたのを上東門院が止めたとするが、頼通以前の摂関継承のあり方から考えてみると、そもそも天皇外祖父でない頼通が師実に関白を譲ることは難しかったといわねばならないのである。(9)

また、頼通は長和六年(一〇一七)から治暦三年(一〇六七)まで約五十年の長きにわたって摂関の座にあった。これもかれが天皇外祖父ではないために、師実に関白の地位を譲ることができなかったからであるとすれば、このことは子息への摂関継承が可能なのは天皇外祖父のみという前代以来のルールが、道長によっても改められず、頼通の時期にも依然として強固に根付いていた事実を示すものといえるだろう。

一方で、前述のように、頼通は康平七年(一〇六四)には藤氏長者を教通に譲り、治暦三年(一〇六七)には、関白も辞任して、これを教通に継承させた。師実に関白を譲与できなかったのが上東門院の命によるのでなかったとすれば、なぜ頼通は教通にこれらの地位を継承させたのか。頼通の関白辞任について、『扶桑略記』治暦四年三月廿三日条には「久由レ沉二重痾一也」とある。頼通はこの年、すでに七十七歳であった。ここから考えると、頼通が藤氏長者や関白の地位を教通に継承させたのは、高齢で長く病を患い、引退せざるを得なくなったためと見るべきだろう。かれは病に冒されながらも、天皇外祖父でないために師実への関白譲与ができず、結局同じ外舅である教通への関白継承がなされた。つまり、教通への関白継承も、天皇外祖父のみが子息への摂関継承ができるという前代以来のルールに従った結果であったと理解されるのである。

【表２】　道長と子息の昇進

		道長	頼通	教通	頼宗
位階	従五位下	15歳（天元3年／980）	—	—	—
	従五位上	—	—	—	12歳（寛弘元年／1004）
	正五位下	21歳（寛和2年／986）	12歳（長保5年／1003）	11歳（寛弘3年／1006）	14歳（寛弘3年／1006）
	従四位下	21歳（寛和2年／986）	13歳（長保6年／1004）	13歳（寛弘5年／1008）	15歳（寛弘4年／1007）
	従四位上	22歳（寛和3年／987）	14歳（寛弘2年／1005）	13歳（寛弘5年／1008）	17歳（寛弘6年／1009）
	正四位下	—	—	—	18歳（寛弘7年／1010）
	従三位	22歳（永延元年／987）	15歳（寛弘3年／1006）	15歳（寛弘7年／1010）	19歳（寛弘8年／1011）
	正三位	—	15歳（寛弘3年／1006）	16歳（寛弘8年／1011）	20歳（長和元年／1012）
	従二位	27歳（正暦3年／992）	17歳（寛弘5年／1008）	18歳（長和2年／1013）	21歳（長和2年／1013）
	正二位	31歳（長徳2年／997）	20歳（寛弘8年／1011）	20歳（長和4年／1015）	26歳（寛仁2年／1018）
	従一位	52歳（寛仁元年／1017）	30歳（寛仁5年／1021）	63歳（天喜6年／1058）	66歳（天喜6年／1058）
官職	権中納言	23歳（永延2年／987）	18歳（寛弘6年／1009）	18歳（長和2年／1013）	22歳（長和3年／1014）
	権大納言	26歳（正暦2年／991）	22歳（長和2年／1013）	24歳（寛仁3年／1019）	29歳（寛仁5年／1021）
	大納言	—	—	—	—
	内大臣	—	26歳（長和6年／1017）	26歳（寛仁5年／1021）	55歳（永承2年／1047）
	右大臣	30歳（長徳元年／995）	—	52歳（永承2年／1047）	68歳（康平3年／1060）
	左大臣	31歳（長徳2年／997）	30歳（寛仁5年／1021）	65歳（康平3年／1060）	—
	摂政・関白	51歳（長和5年／1016）	26歳（長和6年／1017）	73歳（治暦4年／1068）	—
	太政大臣	52歳（寛仁元年／1017）	70歳（康平5年／1062）	75歳（延久2年／1070）	—
近衛府将官	右近衛少将	—	12歳（長保5年／1003）	12歳（寛弘4年／1007）	15歳（寛弘4年／1007）
	左近衛少将	21歳（寛和2年／986）	—	—	—
	右近衛中将	—	—	13歳（寛弘5年／1008）	17歳（寛弘6年／1009）
	左近衛中将	—	—	14歳（寛弘6年／1009）	—
	右近衛大将	—	—	—	53歳（寛徳2年／1045）
	左近衛大将	30歳（長徳元年／995）	24歳（長和4年／1015）	22歳（長和6年／1017）	—

3　道長の権力継承構想

では、頼通が天皇の外祖父になっていたら、教通は摂関になることはなかったのか、ということになるが、これについて、筆者はそうでなかったと考える。「はじめに」で述べたように、教通の昇進は特別で、やはり最初から道長は頼通と並んで教通を後継者とする構想だったのではないかと思われるのである。

まず、この点について少し確認しておこう。頼通の祖父兼家が公卿に昇進したのは安和元年（九六八）、四十歳のとき、その長男道隆は永観二年（九八四）、三十二歳のときであったが、道長は永延元年（九八七）、二十二歳のときであった。これも父兼家が摂政であった時期で、特別に優遇されたものと考えられるのだが、頼通の公卿昇進は、寛弘三年（一〇〇六）、十五歳のときで、さらに早い。ところが、教通もその四年後には頼通同様、十五歳で公卿に昇進しているし、その後も、二十六歳で内大臣となるまで、頼通とほぼ同様のスピ

ードで昇進していたのである【表2】参照)。

しかも、道長の子息が全てこのようなスピードで昇進していたわけではなかった。頼通と同じ年に生まれた異母弟に頼宗がいるが、頼宗の公卿昇進は十九歳のときである。また、元服に際して叙された位階も、頼通と教通のみが正五位下で、ほかの子息は従五位上であった。これ以後、元服に際し、正五位下に叙された者は、御堂流の後継者として特別な昇進ルートを歩んでいる。つまり、教通も元服時点から、道長によって後継者として位置づけられていたと理解されるのである。

しかし、そうすると、道長は自分の地位や権力をどのように継承させようと考えていたのだろう。ここまで見てきたように、当時の政治体制においては、父親が子息のうちの一人を後継者として選んだとしても、天皇外祖父にならなければ、摂関の地位は継承できなかった。また一方で、道長以降、天皇の后妃が道長の子孫に限定され、その他の一族の女子が排除されていくことが指摘されているが(10)、道長の子孫といっても、複数の後継者がいたならば、前代同様、それぞれが自分の娘を后妃にしようとして対立、抗争が発生することは容易に想像されるところだろう。

それでは、なぜ道長はあえて頼通だけでなく、教通までを後継者に選んだのか。そこで注目したいのが、当時の皇位継承である。長和五年(一〇一六)、道長は外孫の後一条天皇を即位させ、外祖父として摂政となったが、道長は後一条と入れ替わりに退位した三条上皇との約束で、道長の外孫ではない敦明親王(三条の皇子)を皇太子に立てていた。ところが、翌年、敦明は皇太子を辞退して院号宣下をうけ、後一条の同母弟である敦良親王が立太子した。つまり、道長は娘彰子(上東門院)が生んだ二人の皇子をともに皇位継承者に立てていたのである。

このことから考えれば、道長が頼通・教通の二人を後継者として特別な昇進を遂げさせたのは、このような皇位継承に対応したものであった可能性が指摘できるだろう。すなわち、道長は男子二人を自分の後継者にするだけでなく、外孫二人を皇位継承者に立てていた。道長は御堂流を頼通流・頼通流の二つに分けるとともに、皇位についても、後

一条・後朱雀(敦良)の二つの皇統に分けて継承させていくことを、あらかじめ構想していたのではないかと考えるのである。そうすると、頼通の娘が後一条の后妃に、教通の娘が後朱雀の后妃になる。そして、それぞれの生んだ皇子が即位すれば、両者はともに外祖父となり、子孫に摂関職を継承させていくことができるだろう。あるいは、一人が外祖父になれなかったとしても、もう一人が外祖父になれれば、道長は自分の子孫に皇位と摂関職を継承させていくことができる。自分の娘を后妃に立て、その生んだ皇子が即位することによって天皇の外祖父となった者だけが、子息に摂関職を継承できるという、偶然に左右されやすい不安定な環境のなかで、道長は二人の後継者、二人の皇位継承者を立てることで、自分の子孫に権力が継承される確度を高めようとしたのである(11)。

なお、後一条には、頼通の娘が入内せず、寛仁二年(一〇一八)、道長の娘である威子が入内し、中宮となった。頼通の娘が後一条の后妃、教通の娘が後朱雀の后妃になることが想定されていたのであるとすれば、なぜ威子が入内したのかという問題が出てくるが、これは単純に頼通に娘がいなかったからだろう。一方で、前述のように、道長は自分の一族の優位を示すために、他の一族を后位から排除しており、後一条の后妃も、天皇の元服後、早々に自分の子女のなかから立てる必要があった。したがって、頼通の娘がいないため、仕方なく道長は我が娘である威子を入内させたわけであるが、そもそも十一歳の後一条に対して、威子が二十歳であったというところに、この入内の強引さがよくあらわれている。威子はすぐ皇子出産も期待されたわけではなく、道長は改めて頼通に娘が誕生すれば、成長後、入内させ、皇子誕生を期待するつもりだったと思われるのである。

4　頼通と信家の養子縁組

こうしたなかで、頼通は、教通の長男である信家を頼通の養子として迎えている。筆者は、これこそ、ここまで見てきた御堂流を頼通流・教通流に分けて発展させようとした、道長の権力継承構想を裏付けるものであったと考える。

先行研究では、信家の養子縁組について、頼通と教通を結びつける紐帯としての意味があったと理解されてきた。だが、「はじめに」でも述べたように、これは頼通の実子との関係から問題が大きいと思われる。坂本賞三氏は、頼通が信家を養子に迎える一方、具平親王(村上天皇皇子)の子で、正妻隆姫の弟に当たる源師房も養子に迎え、後継者としていたとする。この師房後継者説は、その後、高橋秀樹氏や岡野友彦氏によって批判され[12]、現在では否定されているが、もし坂本氏のいうように、師房が後継者であったとしても、師房と信家が並んでしまうことになり、両者が揉めることは必至だろう。

一方、高橋氏は信家の養子縁組の目的として、頼通と教通を結びつけることと並んでもう一つ、かれを頼通の養子として順調な昇進を果たさせることがあったと述べている[13]。だが、なぜ頼通(あるいは道長)は信家に順調な昇進をさせる必要があったのか。これについて、高橋氏は述べていないのだが、ここまで見てきたように、道長が御堂流を頼通流と教通流の二つに分けて発展させようとしていたと理解するなら、その答えはすぐに解けるだろう。

すなわち、教通は天皇外祖父である道長の後継者として昇進を優遇されてきたが、教通は関白になるまで、長く内大臣の地位しか占めていなかった。御堂流を頼通流・教通流の二つに分けるとはいえ、頼通の子は関白の子として特別な昇進ができるが、教通の子は内大臣の子としてしか昇進できないというのではバランスを欠く。そこで、教通の子を形式上、頼通の養子とすることでスピード昇進させ、頼通流・教通流の二つの系統を並立させることを図ったと理解するのである。また、逆にいうと、頼通と教通の双方に、同等の後継者が存在するという事実は、ここまで見てきた道長の権力継承構想を証明することにもなるはずである。

なお、信家が頼通の養子になった時期について、高橋氏は治安二年(一〇二二)十二月二十一日に行われた信家の着袴が契機になった可能性を指摘している[14]。これについて記した『左経記』同日条には「若君実内府殿御子也、而関白殿為二養子一」とあるから、少なくともこれ以前であることは間違いあるまい。だとすれば、道長の没する万寿四年以

前であり、信家を頼通の養子にした主体は道長であったと見てよいだろう。道長は御堂流を頼通・教通の二系統にわけ、頼通を後一条、教通を後朱雀と結ばせるとともに、頼通のあとについても、頼通実子とともに、教通の実子である信家を後継者として優遇し、かれらへの権力継承を図ったのである。

第二章　長元九年の転換

1　天皇后妃をめぐる兄弟対立

道長は頼通・教通の兄弟をともに後継者とした。それは摂関の地位が天皇外戚と不可分な関係にあり、依然としてその継承が不安定なためであった。道長は二人を後継者にするとともに、皇統も二つに分けることで、自分の子孫が天皇外祖父になる可能性を高め、摂関が自分の子孫に継承されなくなるリスクを減らそうとしたのである。

ところが、道長が没した万寿四年（一〇二七）から九年後、この構想は破綻する。長元九年（一〇三六）四月、後一条天皇は皇子をもうけることなく没し、弟の敦良が即位して後朱雀天皇となる。ここに後一条の皇統は消滅して、皇統は早くも後朱雀皇統に一本化されたのである。こうなると、教通・頼通の兄弟は互いに後朱雀と関係を結ぼうとして衝突することが予想されるだろう。実際、これ以降、両者の対立は、后妃をめぐる衝突として顕在化する。

前章でもふれたように、長元十年、頼通は敦康親王の娘嫄子を養女として入内させ、後朱雀の中宮としたが、長暦三年（一〇三九）八月、嫄子は皇子をもうけないまま没した。そこで、同年十一月、後朱雀は教通と図って教通娘生子の入内を画策したが、これを聞いた頼通は謀略を疑い、政務をボイコットしようとしたという[15]。結局、翌月になって、後朱雀は生子の入内を強行したが、頼通は代々入内する后妃が乗る輦車を貸さず、生子入内への反発を鮮明に表したのである[16]。しかも、寛徳元年（一〇四四）、教通は生子を立后させようとしたが、頼通はこれを認めず、結局生子は女御のまま留め置かれた[17]。

結局、寛徳二年、後朱雀は頼通・教通兄弟の外孫をもうけないまま、かれら兄弟の妹である女御嬉子(万寿二年没)の忘れ形見である親仁に譲位して死去したが、親仁が即位して後冷泉天皇となると、その后妃をめぐって兄弟の対立が再燃している。

永承二年(一〇四七)、教通は三女歓子を入内させ、後冷泉の女御とした。そして、永承四年三月十四日、歓子は待望の皇子を出産したのだが、皇子は誕生直後に死去してしまい(18)、教通は外祖父の座をつかみそこねた。すると翌年、頼通は実子の寛子を入内させ、女御としたのである。この時期は史料が少なく、頼通・教通の間での顕著なトラブルのようなものは確認されないが、永承六年二月十三日、寛子が立后して皇后になったのに対して、同年六月二十四日、歓子は准三宮とされたものの、以後も女御身分にとどめられており、このことは、生子の場合と同様、歓子に対する頼通の不快感を物語るものだろう。しかも、治暦四年(一〇六八)四月十六日、歓子はようやく立后したが、これは教通が関白となる前日のことだった。頼通は現任の関白であるかぎり歓子の立后を認めなかったのである。

2　御堂流の一本化

前章では、道長の権力継承構想として、御堂流を頼通・教通の兄弟に継承させるとともに、頼通のあとについても、頼通実子とともに、教通の実子である信家を後継者として優遇し、かれらへの権力継承を図ったと述べた。だが、この権力継承構想もあくまで皇統の分立を前提としたものであったから、皇統が一本化されるとともに変更を余儀なくされたはずである。そこで、ここでは、このことを物語るものとして、信家の昇進の変化に注目したい。

まず、信家の元服は長元元年(一〇二八)で、かれは元服と同時に正五位下に叙されている。元服時に正五位下に叙されるのは、頼通・教通の場合と同じで、同母弟の信長が長元五年、従五位下に叙されていることから見ても、明らかに特別扱いであった。しかも、【表3】を見ればわかるように、このあと信家は頼通・教通とほぼ同様のスピード

【表3】 頼通・教通子息の昇進

		信家	信長	通房	師実
位階	従五位下	—	11歳(長元5年／1032)	—	—
	従五位上	—	12歳(長元6年／1033)	—	—
	正五位下	12歳(長元3年／1030)	15歳(長元9年／1036)	11歳(長元8年／1035)	12歳(天喜元年／1053)
	従四位下	13歳(長元4年／1031)	15歳(長元9年／1036)	12歳(長元9年／1036)	13歳(天喜2年／1054)
	従四位上	13歳(長元4年／1031)	17歳(長暦2年／1038)	12歳(長元9年／1036)	—
	正四位下	15歳(長元6年／1033)	18歳(長暦4年／1040)	12歳(長元9年／1036)	13歳(天喜2年／1054)
	従三位	15歳(長元6年／1033)	20歳(長久2年／1041)	13歳(長暦元年／1037)	14歳(天喜3年／1055)
	正三位	16歳(長元7年／1034)	21歳(長久3年／1042)	14歳(長暦2年／1038)	15歳(天喜4年／1056)
	従二位	18歳(長元9年／1036)	24歳(寛徳2年／1045)	14歳(長暦2年／1038)	17歳(天喜6年／1059)
	正二位	23歳(長久2年／1041)	25歳(寛徳3年／1046)	15歳(長暦3年／1039)	22歳(康平6年／1063)
	従一位	—	67歳(寛治2年／1088)	—	24歳(康平8年／1065)
官職	権中納言	18歳(長元9年／1036)	22歳(長久4年／1043)	15歳(長暦3年／1039)	15歳(天喜4年／1056)
	権大納言	29歳(永承2年／1047)	40歳(康平4年／1061)	18歳(長久3年／1042)	17歳(天喜6年／1059)
	大納言	—	44歳(康平8年／1065)	—	—
	内大臣	—	48歳(延久元年／1069)	—	19歳(康平3年／1060)
	右大臣	—	—	—	24歳(康平8年／1065)
	左大臣	—	—	—	28歳(治暦5年／1069)
	摂政・関白	—	—	—	34歳(承保2年／1075)
	太政大臣	—	59歳(承暦4年／1080)	—	47歳(寛治2年／1088)
近衛府将官	右近衛少将	—	—	—	—
	左近衛少将	—	—	11歳(長元8年／1035)	—
	右近衛中将	15歳(長元6年／1033)	17歳(長暦3年／1039)	12歳(長元9年／1036)	—
	左近衛中将	—	—	—	13歳(天喜2年／1054)
	右近衛大将	—	54歳(承保2年／1075)	19歳(長久4年／1043)	—
	左近衛大将	—	—	—	21歳(康平5年／1062)

昇進を遂げている。頼通には万寿二年(一〇二五)、実子通房が誕生するが、信家の元服とスピード昇進は、通房誕生以後のことである。このことは、この時期も、御堂流には依然として通房と信家という二人の後継者が存在していたことを示すものといえるだろう。坂本賞三氏は、通房誕生後、御堂流の後継者の地位は通房に一本化されたように論じるが、実際は、通房誕生後も、教通流の存在は消えておらず、御堂流を二つにわけるという当初の構想は維持されていたのである。

ところが、長元九年(一〇三六)の後一条死去、後朱雀即位を境として、信家の昇進スピードは鈍化していく。【表3】を見ると、長元九年の権中納言任官・従二位昇叙は教通と同じ十八歳であったのに、それから五年後、長久二年(一〇四一)の正二位昇叙は二十三歳のときで、頼通・教通より三年遅くなっている。しかも、この間、長暦三年(一〇三九)には、通房が正二位に叙されたことで、従二位であった信家は通房に超越されてしまった

のである。

こうして見ると、信家の昇進の鈍化は、明らかに皇統の一本化後に顕著で、両者は関係があると考えるのが妥当であろう。先述のように、皇統が一本化すると、天皇との関係構築をめぐって頼通・教通兄弟はライバル関係になるわけだが、ライバルとはいえ、関白である頼通の立場は教通に比べて絶対的に有利であった。頼通は人事権も掌握しており、その人事権をもって信家の昇進を止め、御堂流の後継者から転落させたものと理解されるのである。

頼通による信家との養子縁組について、教通との融和を図る目的で行われたものとして論じた高橋秀樹氏は、「頼通と教通との紐帯であった信家が亡くなると頼通・教通兄弟に摂関の地位をめぐる不協和音が響いてくるのであった」と述べている。(19) だが、実際には頼通・教通兄弟が対立するのは、信家の死より前であり、むしろ頼通・教通兄弟の関係の悪化こそが、信家の人生に暗い影をさしたといえる。皇統の一本化とともに、頼通は教通流を御堂流後継者の位置から排除し、権力の自らの家系への一本化を図ったのである。

3　摂関家の成立

このように、皇統の一本化とともに、頼通・教通兄弟の関係は大きく変化し、かれらは互いに天皇との外戚関係構築をめぐって争うようになった。そして、頼通は関白として教通の子である信家の昇進を止め、教通父子を蹴落とした。だが、自分の家系と教通流に差を付けるため、頼通が行ったのはこれだけでない。次に見ていきたいのは、頼通の実子の昇進である。

頼通の長男通房は、長元八年(一〇三五)、十一歳で元服して正五位下で叙爵した。信家も十二歳で元服し、正五位下で叙爵しているから、この段階では信家との間にそれほどの差はないといえるだろう。ところが、長元九年正月六日、通房は従四位下に叙されると、後一条没後の同年七月三日には従四位上、十一月十六日には正四位下に叙されて、

一年のうちに三階級昇進し、翌長暦元年(一〇三七)十月二十三日には従三位に叙されて、父頼通より二年早く公卿に昇進した(【表3】参照)。そして、長暦二年もさらに二階級昇進して従二位となり、長暦三年には正月二十九日、頼通より三年早い十五歳にして権中納言に任官、閏十二月には正二位に叙されて、八歳年長の信家を超越したのである。

そして、ここで注目したいのは、このような異例の昇進がはじまったのが、長元九年の三階級昇進からであったことである。度々述べるように長元九年は後一条の没した年であり、この頃を境に信家の昇進は止まっていた。ここから考えると、通房の異常な昇進も、ここまで見てきた、皇統の一本化にともなう御堂流の権力継承の変化が大きく関係していたと思われる。すなわち、頼通は信家の昇進を止めるだけでなく、通房に破格の昇進を遂げさせることで、通房の存在を信家からさらに引き離し、自分の家系を絶対的な立場に位置づけようとしたものと理解されるのである。

ただ、長久五年(一〇四四)四月二十四日、通房は二十歳の若さで急死した。しかし、この二年前、頼通には藤原祇子との間に二男師実が生まれていた。師実は天喜元年(一〇五三)、元服して正五位下で叙爵すると、以後、この間のブランクを埋めるべく、通房以上のスピードで昇進を遂げていった。【表3】からわかるように、師実の元服年齢は十二歳で、通房の元服より一年遅かったが、権中納言任官は十五歳で通房と同じ年齢、権大納言任官は十七歳で通房より一年早い。しかも、かれは康平三年(一〇六〇)、十九歳で内大臣となり、権大納言として二十歳で没した通房を抜いていったのである。

ところで、この当時、公卿の官職には一定の定員があり、欠員が出た場合に任じられるのが通例であったが、通房・師実の昇進は、こうした通例も無視した強引な人事だったようである。のちに九条兼実は「昔大納言二人、中納言三人也、而中古以来、大納言三人、中納言五人、自二後冷泉院御時一〈三条院御時、雖レ有二大納言五人・中納言八人例一、其後又中絶〉、以後大納言五人、中納言八人為二定数一」と記しているが(20)、『公卿補任』で確認してみると、後冷泉朝において大納言(権大納言を含む)が四人から五人になったのは、長久四年、通房の権大納言任官が嚆矢であった。

長久五年、通房が死去すると、大納言の数は再び四人に戻るが、天喜六年、師実が権大納言に任じられたことで、また五人となっている。つまり、公卿の官職は本来、欠員がなければ任じられないのに、頼通はその枠を一つ増やし、無理して子息をそこに任じていたのである。また、兼実に従えば、その後、これをきっかけに拡大された大納言の員数が定着してしまったというのも注目されるだろう。

その上、ここでなお注目されるのは、このように無理して行われた強引な昇進が、公卿の員数拡大をもたらしただけでなく、これ以後、「家」の先例として師実の子孫に踏襲されていくことである。すでに高橋秀樹氏が指摘しているように、摂関家では十四歳で三位に叙されるのが「家例」とされたが、その初例は師実であった(21)。教通流との関係から自分の家系を優位なものにするために行った強引な人事が「家」の先例として定着し、結果として頼通の家系は御堂流のなかでも特別な地位を確立したのである。本稿は「はじめに」において、道長の時期に中世につながる摂関家が成立するという坂本賞三氏らの説を紹介したが、第一章で見たように、道長は皇統の分立に合わせ、御堂流の分立も構想しており、父子に地位が直系継承される「家」の確立を図っていたわけではなかった。本章の成果からいうならば、むしろ皇統分立が破綻し、一本化される段階において、頼通が教通流を排除し、自分の家系を絶対的なものとしたことこそ、摂関家の成立につながるものであったと理解されるのである(22)。

第三章　後三条・白河天皇と摂関家

1　後三条天皇の登場と御堂流

以上のように、道長は皇統の迭立を図り、それに応じて頼通・教通の二子を後継者として権力継承させることを構想していたが、長元九年（一〇三六）の後一条天皇の死去によって皇統が一本化されると、後朱雀・後冷泉天皇との関係構築をめぐって頼通・教通兄弟は対抗関係になった。こうしたなかで関白の地位にあった頼通は、教通の子信家の

昇進を止めるとともに、実子通房・師実に破格の昇進を認めることで、自分の家系を絶対的な存在にしていった。だが、一方で摂関職は、外戚に対して任じられる地位であり、外祖父にならなければ、子息への継承はできなかった。頼通の娘に皇子が生まれず、天皇との関係を築けないなかで、摂関家はいかにして摂関を世襲する「家」としての地位を維持・継承していったのか。本章では、この点について、その後の摂関家と天皇との関係を通して考えよう。

前述のように、天皇外祖父になることができなかった頼通は、治暦三年（一〇六七）、病のため関白を辞し、翌年、教通が関白となった。これをうけ、教通は娘歓子を立后させて後冷泉の中宮としたが、立后二日後の治暦四年四月十九日、後冷泉は死去してしまう。そして、即位したのが、後冷泉の異母弟に当たる後三条天皇であった。後三条は後朱雀の皇子だが、周知のように、その母は三条天皇の皇女禎子内親王で、御堂流は天皇外戚の地位から転落するのである。

とはいえ、後三条の母は皇女で、兄弟の敦明・敦儀・敦平もすでに没していたから、後三条の即位によって、従来の御堂流に代わる新たな外戚が登場したわけではなく、引き続き教通が関白に留められた。摂関は天皇外戚であるとともに、大臣以上の地位にあることが条件とされたから、これまでも外戚が大臣でない場合など、ヨソ人の摂関が任じられる例はあったのである[23]。

一方、そうすると問題になるのは、後三条の次代の外戚である。後三条は即位後の延久元年（一〇六九）、後一条天皇の皇女である馨子内親王を中宮に迎えたが、すでに皇太子時代の永承元年（一〇四六）、藤原公成の娘茂子を東宮妃として、天喜元年（一〇五三）には貞仁親王が生まれていた。茂子の実父公成は閑院流藤原氏の一族であるが、頼通異母弟で東宮大夫であった能信の養女とされていた。彼女の入侍については、上東門院・頼通が許可していたことが知られるが[24]、後三条は後冷泉の弟であり、後冷泉・後三条の双方に皇子が生まれた場合、皇統が分立することになる。後一条・後朱雀の場合から考えると、上東門院は、道長の権力継承構想にならって、新たに後冷泉・後三条の皇統分

立と、頼通・能信による御堂流分立を図った可能性もあるのではないだろうか。『愚管抄』以来、能信と頼通の関係は対立関係として理解されてきたが、これも皇統分立を前提として理解するならば、一概にそうとも言えまい。

ただ、後冷泉が皇子をもうけないまま死去したため、結局、両者の関係は頼通・教通のときと同様、バランスを失っていった。後三条が即位すると、茂子の生んだ貞仁が皇太子とされ、能信流が台頭するのである。すでに康平八年（一〇六五）二月九日、能信は七十一歳で没していたが、その養子能長（実父は能信同母兄頼宗）は貞仁の東宮大夫に任じられて貞仁を支えるようになった。しかも、延久元年八月には、能長の娘道子が東宮妃とされた。後三条への皇統の一本化にともない、今度は能信流が優遇され、頼通流は排除される側に回されたのである。

だが、頼通・教通のときと異なり、能長は後三条即位時点で権中納言に過ぎず、人事権もなかった。能信流は頼通流を蹴落として優位に立つことはできなかったのである。こうしたなか、能長に対する後三条の優遇も長くは続かなかった。東宮妃道子には皇子が生まれず、延久三年（一〇七一）三月九日、後三条は新たに藤原賢子を東宮に入侍させたのである。賢子は、頼通の養子源師房の娘で、師実の養女になっていた。後三条は師実養女を東宮妃とすることで、頼通流と結んだのである。

それでは、なぜ後三条は頼通流と結んだのだろう。その一つには、もちろん頼通が長年摂関に在任するなかで蓄積されてきた政務の知識が必要であったこともあげられる。だが、ここまで論じてきた事実に照らしていうならば、師実はすでに破格の昇進を遂げており、次代を担う特別な存在として見られていたということも大きいだろう。これに対して、能長は凡庸な昇進に止まっており、本来師実のライバルになり得る存在だった教通流の信家も康平四年、四十三歳の若さで没していた。従来の研究では、教通の後継者として、三男信長が師実と対立するようになったとされるが、信長の昇進も特別なものではなく、御堂流の後継者として師実と対等な存在であったとは到底考えられない。頼通・教通の対立は、やはり信家の昇進が止まった時点で、すでに決着が付いていたとみてよいだろう。

それはさておき、後三条が師実の養女を東宮妃として頼通流と結んだのは、頼通流＝摂関家が外戚ではないものの、長年政務の中心にあり、依然として貴族社会に強い影響力をもつ存在だったからだろう。そもそも後三条は後ろ盾となる有力な外戚を持たないために、政治的な基盤は貧弱だったと考えられる。かれは当初は能信流と結んで、摂関家と対抗することを図ったが、結局、摂関家を取り込んで、多くの貴族からの支持を得ていくという方向に大きく舵を切ったのである。

では、後三条はなぜ方針を転換したのだろう。そこで注目したいのは、賢子の東宮入侍が決定する約一か月前である延久三年二月十日、後三条の女御である源基子が皇子実仁を出産したことである。基子は後三条の伯父敦明の孫で、後三条は実仁が誕生すると、かれへの皇位継承を画策しはじめたことが知られる。だが、このときすでに貞仁が皇太子になっており、ここで実仁への皇位継承を押し通そうとすると、朝廷は混乱する恐れがあるだろう。そこで、後三条は摂関家と結ぶことで、貴族からの支持を得、それをもとに実仁への皇位継承を実行しようと考えたのではないだろうか。延久四年、後三条は貞仁に譲位し、貞仁が即位して白河天皇となると、皇太子には実仁が立てられるのだが、このとき師実は東宮傅に任じられている。後三条は、摂関家を白河と結ばせる一方で、将来的には、摂関家を実仁とも結ばせることを構想していたのではないかと思われるのである。

2　白河天皇と師実

このように、有力な後ろ盾をもたない後三条は、師実養女を東宮貞仁の妃に迎えることで、摂関家と結び、実仁への皇位継承を進めようとした。だが、譲位翌年の延久五年、後三条が死去すると、状況は変わっていく。承保元年（一〇七四）十二月二十六日、賢子に皇子敦文が誕生し、師実・白河は敦文への皇位継承へと次第に傾いていくのである。このことを示すものとして見ておきたいのが、次の史料である。

承保二年正月十九日壬子、天晴、今日巳剋行二幸東三条第一、是逐二寛弘之遺美一、被レ賀二皇子之降誕一也〈中宮去十三日渡御、又家主左大臣依レ座二重服一不レ被二供奉一、但束帯被レ候二簾中一也、閑下云々〉、次中宮入御〈御所如レ元、弘徽殿、若宮以二去十三日儀一御糸毛御車被レ候二御後一〉、

（宮内庁書陵部所蔵九条家本『三位中将拝賀部類』所引『大記』）[25]

これは白河天皇が、前月生まれた敦文の誕生を祝うため、賢子・敦文がいる師実の東三条殿に行幸したことを記したもので、『扶桑略記』同日条によれば、この日、敦文は親王とされている。その上で注目したいのは、これが「逐二寛弘之遺美一」とされていることである。「寛弘」とは寛弘五年（一〇〇八）九月十一日に誕生した後一条天皇の先例を示すものと思われるが、後一条（敦成）の場合も、誕生翌月の十月十六日、父一条天皇が、敦成のいる道長の上東門第（土御門殿）に行幸し、敦成を親王としている（『日本紀略』）。つまり、敦文の親王宣下は、後一条の例にならい、それを再現するかたちで行われたのである。後一条には皇子が生まれなかったので、白河はその直系ではないが、御堂流にとっては、その後五十年以上にわたる外戚独占のきっかけとなったのが、後一条の誕生であり、その即位であった。敦文の名前が後一条・後朱雀の名（敦成・敦良）に通じることや、敦文の誕生にともなう儀礼が、後一条のときの再現として行われていることから考えると、師実はこの延長線上に敦文を即位させて、道長の権力を再現することを考えていたと見て間違いあるまい。こうなると、東宮実仁の存在はもはやその障碍でしかなくなっていく。

こうしたなか、同じ承保二年九月二十五日、ついに関白教通が死去する。このとき、教通の跡を継いだ信長は、教通の薨奏を行わず、物忌と称して藤氏長者に引き継がれる朱器台盤の引き渡しを渋るなど、師実への権力継承に抵抗した[26]。このことは、師実・教通の対立関係を示すものとして知られるが、前述のように、すでに師実と信長の優劣は明らかで、しかも、この時点で師実の存在は、かつての道長と重ね合わせて認識されていた。師実への権力継承は既定路線であったと考えてよいだろう。こうして同年十月十五日、師実は関白に任じられる。

その後、承保四年八月六日、敦文はわずか四歳で死去したが、二年後の承暦三年（一〇七九）七月九日、賢子は再び皇子善仁を出産した。今度の懐妊に当たっては、所々で修法が盛大に行われたり、伊勢に奉幣使が派遣されたりし[27]、皇子が生まれると「世間歓悦」したというから[28]、敦文のとき以上に皇子誕生が待ち望まれたことがわかる。だとすれば、このことは、東宮実仁の存在をいっそう霞ませていくことになったのではあるまいか。師実が道長、善仁が後一条に当たるのだとすれば、実仁の立場は一条天皇の皇太子であった師貞親王（三条天皇）によく似ている。だが、実仁は、即位後ことごとく道長と対立した師貞よりずっと若く、即位しても、師実には抗しきれなかったであろう。実仁は応徳二年（一〇八五）、急死し、翌年、白河は善仁を代わりの皇太子とするとともに、即日譲位して、善仁が即位する（堀河天皇）。ここに師実は道長以来の天皇外祖父となり、摂政に任じられた。そして、それから八年後の寛治八年（一〇九四）、師実は嫡子師通に関白職を譲った。師実は天皇外祖父となったことで、道長以来の摂関父子継承を果たしたのである。

おわりに

以上、本稿では藤原道長からその子孫への権力継承について、皇位継承との関係に注目しながら、再検討を行った。従来、道長は頼通・教通の二人を後継者としていたため、兄弟が争ったとか、頼通のあと、いったん教通をはさんで頼通の子孫に継承させるつもりであったなどと論じられてきたが、そもそも摂関職は天皇外戚の地位と密接で、道長が望んだように継承できるとは限らなかった。道長は外孫である後一条と後朱雀の両天皇を即位させるとともに、頼通・教通の兄弟に双方と関係を結ばせ、自分の子孫に権力が継承される確度を高めたのである。

しかし、その後、後一条は皇子をもうけることなく死去し、皇統は後朱雀のもとに一本化される。そうなると、頼通と教通は後朱雀との関係構築をめぐって衝突する。ただ、こうしたなかで、圧倒的に有利だったのは、関白であっ

た頼通で、頼通は教通娘の入内を許さず、教通の子で自分の養子として破格の昇進を遂げていた信家の昇進を止め、教通を排斥していった。それどころか、自分の子息に破格の昇進をさせ、絶対的な地位を確立していく。

頼通は一方で養女や実の娘を後朱雀・後冷泉に入内させたものの、皇子は誕生せず、ついには外戚関係のない後三条天皇の即位を許してしまう。だが、五十年にわたる摂関在任中に確立させた絶対的な地位は、その後の天皇との関係構築に当たって有利に働いた。有力な後見者を持たない後三条は、皇太子貞仁の即位後、貞仁の弟実仁を即位させることを図り、頼通・師実父子と結んだ。また、白河天皇（貞仁）は、師実の養女賢子を中宮に迎え、待望の皇子が誕生する。こうしたなかで、師実は道長の権力を再現しようとし、賢子の生んだ堀河が即位したことで、天皇外祖父となって道長の再現に成功したのである。

さて、本稿では第一章で、摂関職が天皇外戚の地位と密接で、天皇の外祖父にならなければ、我が子に継承させることはできなかったことを確認した。では、摂関職はいつから天皇外戚から離れて、摂関家のなかで自由に継承できるようになったのだろう。近年、摂関を父子継承する「家」としての摂関家の成立時期として、師実の時期が注目されている。[29] しかし、第三章の終わりに述べたように、師実から師通への関白継承についても、あくまで師実が天皇外祖父であったためであったと考えられる。確かに、頼通は子息に破格の昇進を遂げさせ、貴族社会に絶対的な地位を確立した。これも第三章で述べたように、その存在はすでに摂関家と言ってよいものと考えるが、一方でこの段階の摂関家は依然として天皇と関係を結ばねば、その地位が維持できないという限界があったのも確かだと思う。

その後、承徳三年（一〇九九）、師通が急死すると、息子の忠実が内覧となり、長治二年（一一〇五）からは関白となる。忠実は外舅師通の子だが、幼少期から祖父師実の養子になっており、形式的には堀河の外舅であった。ここから考えると、画期となるのは、やはり橋本義彦氏以来、いわれているように、[30] 嘉承二年（一一〇七）、堀河が死去し、鳥羽天皇が即位したときということになるだろう。堀河の母である藤原苡子は閑院流藤原実季の娘で、摂関家は再び天

皇外戚から転落する。にもかかわらず、忠実は摂政に任じられ、以後、摂関職は天皇外戚とは関係なく任じられるようになった[31]。この忠実の摂政就任について、筆者は、摂関家が天皇後見を請け負う「家」として、中世王権構造全体の中に位置づけられる画期として評価したのだが[32]、摂関父子継承する「家」の確立という点でも、やはり忠実期が一つの画期であることは間違いあるまい。すなわち、道長の時期、他の貴族から隔絶した地位を確立した御堂流は、頼通によって権力が一本化され、父から子へと直系継承される摂関家への変化を遂げた。そして、忠実期に至って、天皇外戚と摂関の分離が完成し、摂関を父子継承する「家」として確立したのである。

註

(1) 平山朝治「イエの構造・歴史・哲学」(東京大学教養学部社会科学科『社会科学紀要』三八輯、一九八九年)。坂本賞三『藤原頼通の時代―摂関政治から院政へ―』(平凡社、一九九一年)。坂本氏の所論は以下、同書による。

(2) 保立道久「藤原教通と武家源氏―『古事談』の説話から―」(浅見和彦編『『古事談』を読み解く』笠間書院、二〇〇八年)。

(3) 高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」(『日本歴史』五三一号、一九九二年)。岡野友彦「源師房―摂関家出身の源氏長者―」(元木泰雄編『古代の人物第6巻 王朝の変容と武者』清文堂出版、二〇〇五年)。

(4) 摂政・関白の発生については、現在のところ、太政大臣の地位にもとづくとする見解と、天皇外戚にもとづくとする見解が分かれている。しかし、初期の摂政・関白の職務の根拠として、太政大臣の地位にあったことを強調する佐々木恵介氏も「伊尹・兼通・兼家・道隆・道兼の場合には、彼らの上位に一人以上の大臣が存在したにもかかわらず、摂政となっており、その根拠は彼らが天皇の外伯父または外祖父、すなわち外戚であったという点に求めざるを得ない」と述べており(『天皇の歴史03天皇と摂政・関白』〈講談社学術文庫、二〇一八年。初版は二〇一一年〉、一一九頁)、安和の変以降は、「母方のミウチである摂政・関白が天皇と密着しながら執務する」という体制になることを認めている(同一二〇頁)。

(5) 東海林亜矢子「母后の内裏居住と王権―平安時代前期・中期を中心に―」(『平安時代の后と王権』吉川弘文館、二〇一八年。初出は二〇〇四年)。佐々木註(4)前掲書、三〇六頁。

(6) 倉本一宏「摂関期の政権構造―天皇と摂関のミウチ意識を中心として―」（『摂関政治と王朝貴族』吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九一年）。

(7) このような理解は、本稿で見たような、父子継承の成立という視点からは余り論じられていないものの、近年の摂関政治研究では常識的な理解といってよいだろう。たとえば、坂上康俊氏も、摂関継承について概観し、摂関と天皇外戚との関係を論じており、これが天皇外戚から天皇外戚に継承されるのが基本であったことを確認している（『日本古代の歴史5 摂関政治と地方社会』吉川弘文館、二〇一五年、一二五～一三二頁）。

(8) 倉本一宏「藤原伊周の栄光と没落」（註(6)前掲書所収）。

(9) 『古事談』の記事にもとづいた分析ではないが、元木泰雄氏も、頼通が「道長のように生前に嫡男に摂関の座を譲渡できなかった背景として、「外祖父の地位を得られなかったため、その子息は天皇の外伯・叔父という外戚となることができなかった」ことをあげている（元木泰雄「藤原頼通―欠け行く望月―」〈同編『古代の人物第6巻 王朝の変容と武者』清文堂出版、二〇〇五年〉）。

(10) 服藤早苗「王権と国母―王朝国家の政治と性―」（『平安王朝社会のジェンダー―家・王権・性愛―』校倉書房、二〇〇五年。初出は一九九八年）。

(11) これ以前の冷泉・円融皇統の迭立について、佐々木恵介氏は「外戚関係を基礎に摂関となり、権力を掌握するという方式は、娘を天皇のキサキとしても皇子が生まれないというリスクを抱えている。そのリスクを少しでも低くする方法として、冷泉天皇の子孫と円融天皇の子孫が交互に皇位に即く、いわゆる皇統の迭立という状態が、これも師輔の子どもたちによって意図的に作り出されたのではないだろうか」と述べている（佐々木註(4)前掲書、三〇五頁）。道長の意図したのも、まさにこれと同じだが、娘を后妃にできる者を頼通と教通のみに限定するとともに、頼通の娘を後一条に、教通の娘を後朱雀に配することで、前代のような兄弟間の衝突を回避しようとした点が、道長の新しいところといえる。

(12) 高橋註(3)前掲論文、岡野註(3)前掲論文。

(13) 高橋註(3)前掲論文。

(14) 同右。

(15) 『春記』長暦三年十一月廿二日・廿八日条。

(16) 『春記』長暦三年十二月廿一日条。この輦車は貞信公青糸毛輦車だと思われる(同輦車については、拙稿「平安末期摂関家の「家」と平氏―白川殿盛子による「家」の伝領をめぐって―」〈『中世摂関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年。初出は二〇〇四年〉、山田彩起子「王家における后妃故実の蓄積とその意義」〈小原仁編『『玉葉』を読む―九条兼実とその時代―』勉誠出版、二〇一三年〉を参照)。
(17) 『栄花物語』巻三十六。
(18) 『扶桑略記』永承四年三月十四日条。
(19) 高橋註(3)前掲論文。
(20) 『玉葉』文治二年十月廿八日条。本史料については、金澤正大「関白九条兼実の公卿減員政策―建久七年政変への道―」(『政治経済史学』二二六号、一九八五年)を参照。
(21) 高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立と展開」(『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年)。
(22) なお、末松剛氏は、摂関家の儀式や先例といった視点から、頼通期が摂関家にとって画期的な時期であったことを論証している(「儀式・先例から見た藤原頼通」〈『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年。初出は二〇〇四年〉)。
(23) このような例としては、冷泉・円融朝の藤原実頼、円融・花山朝の藤原頼忠があげられる。
(24) 『春記』永承元年十一月廿二日条。
(25) 国文学研究所ウェブサイトの「新日本古典席総合データベース」上で公開されている原本画像による(http://kotense-ki.nijl.ac.jp/biblio/100249037)。
(26) 『水左記』承保二年九月二十六日・十月二日条。
(27) 『時範記』承暦三年五月廿七日・廿九日条(宮内庁書陵部所蔵『御産部類記』所引)。
(28) 『為房卿記』承暦三年七月九日条。
(29) 海上貴彦「大殿の政務参加―藤原道長・師実を事例として―」(『古代文化』七〇―二号、二〇一八年)。
(30) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『平安貴族』平凡社、一九八六年。初出は一九七六年)。
(31) 鳥羽天皇即位のとき、天皇外舅である藤原公実は権大納言、その弟の仲実も権中納言であった。このことから考えれば、このときも天皇外戚は摂関となる資格を満たしておらず、忠実がヨソ人摂政となったのは、後三条即位時、教通が関白に

なったときなどと同じ対応と言えるかもしれない。また、忠実が子の忠通に関白職を譲ったのも、白河院と対立して内覧を停止されたためであり、自発的な父子継承とは言いがたい。だが、その後、忠実は忠通に二男頼長への関白譲与を指示して、渋る忠通と対立しており、忠実の時期に摂関が天皇外戚の地位と分離して、摂関家のなかで継承される職と認識されるようになったのは確かだろう。

(32) 拙稿「中世前期の摂関家と天皇」（『中世王権の形成と摂関家』吉川弘文館、二〇一八年。初出は二〇一四年）。

【付記】本稿投稿後、海上貴彦「藤原頼通の関白辞任―『古事談』説話の検討から―」（『日本歴史』八六六号、二〇二〇年）が出た。海上論文は天皇外祖父しか摂関の父子継承ができない点を考慮しておらず、本稿の議論とは重ならないが、本稿でも取り上げた『古事談』の説話について信用のおけるものであるとして再評価し、また頼通が病身ながら長らく教通にさえ関白を譲ることができなかった背景として、後冷泉天皇の頼通への依存があったとするなど重要な指摘がなされている。あわせて参照されたい。

キーワード　摂関政治　摂関家　天皇外戚　藤原頼通　後三条天皇